

中建 国保だより

かてい版
令和3年

1
月号

賀正

皆さんにとって、
健康で安心して過ごせる
年でありますよう
お祈り申し上げます

全国各地の初日の出

山口県
宇部市



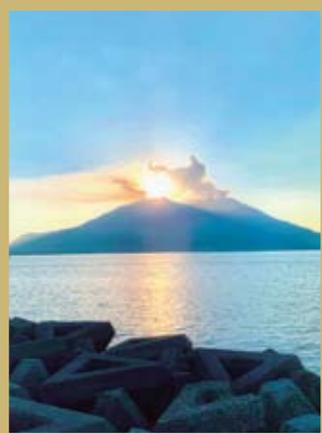
岩手県
大船渡市



沖縄県
うるま市

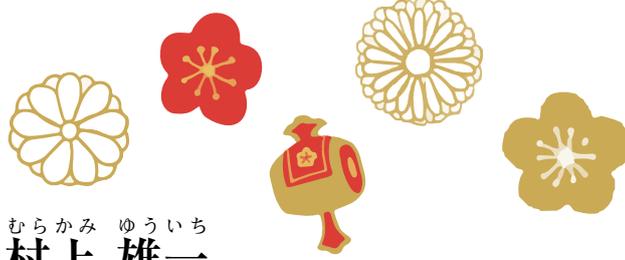


鹿児島県
鹿児島市





理事長 村上 雄一
むらかみ ゆういち



年頭に
よせて

不安定な情勢の中、これまで以上に 皆様に寄り添った組合を目指して

新年明けまして
おめでとございませす

組合員・ご家族の皆様方におかれましては、つつがなく新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。日頃より中建国保の運営に多大なご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

昨年より続く新型コロナウイルス感染症においては、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保、定期的な換気などの「新しい生活様式」により、皆様の仕事や暮らしが大きく変わったことと思います。中建国保でも理事会等の機関会議を書面による会議やオンライン形式を併用して行うなど極力対面を避けた運営を余儀なくされました。そのような中でも、感染拡大の影響により所得が減少した方へ保険料を減免し、また、新型コロナウイルス感染症に特化した傷病手当金の支給をしました。こうしたことも含め、中建国保では国庫補助金の現行水準をしっかりと確保して財政基盤を維持すること、新しい一年も皆様の安心につながる健全運営に取り組んでまいります。

自然災害などの
様々な困難に立ち向かって

今年3月からは医療機関等の窓口での「オンライン資格確認システム」がスタートします。皆様には国から出される情報をすみやかにお知らせし、システム運用にかかる事務手続きにはこれまで以上に個人情報取扱に細心の注意を払い、皆様が安心して制度を活用できるよう備えてまいります。

こうした新制度への対応以外にも、高齢者の窓口負担を含む医療保険制度の給付と負担の見直しなど、社会保障政策の動きを注視する必要があります。

毎年増え続ける医療費の負担は、中建国保の財政に大きな影響を与えます。そのため、冒頭で述べた国庫補助金の現行水準の確保が重要な課題となりますので、母体組合で取り組んでいるハガキ要請行動や地元国会議員への要請行動等、皆様にはご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、今年度は東日本大震災から10年になりますが、東京電力福島第一原発の問題はいまだに解決の目処がたつておらず、今もなお故郷に帰ることができない仲間がいます。加えて、「令和2年7月豪雨」による記録的な大雨など、近年は毎年のように甚大な自然災害に見舞われ

ており、中建国保の多くの仲間も被害に遭われました。しかし私は、全国の仲間が困難のなか助け合いの大切さを再認識して立ち上がり、励まし合い、復興に向けて額に汗をかく姿に深く感銘を受けてきました。ご奮闘されている皆様に敬意を表しお見舞い申し上げますとともに、全国の仲間の支援に感謝いたします。

中建国保では、様々な困難に立ち向かう仲間のために、保険料の減免などの経済的な支援に加えて、今後も皆様安心して暮らせるよう1人1人に寄り添った国民健康保険事業を提供してまいります。

むすび

私たちの諸先輩方は50年前に中建国保を設立し、『自分たちの保険証』の交付実現を成し遂げました。数年前、ある先輩が「今年も仲間に保険証を渡せる」と仰られていましたが、当時の私は「保険証の交付は当たり前のことだ」と思っていました。しかし、今はその言葉の重さを非常に感じています。このような社会情勢において皆様に『毎年、保険証を交付できる』という当たり前に思えることを実行できることが、とても重要なのだと改めて実感しています。これからも全国組織の建設国保組合として仲間との連携を大切に、皆様にとつての『命の綱 中建国保』であることを忘れずに安定した運営を目指してまいります。

最後に、組合員・ご家族の皆様方の益々のご活躍とご健勝をお祈り申し上げて、新年の挨拶とさせていただきます。

INFORMATION

～インフォメーション～ 被保険者のみなさまに、大切なお知らせです



「被保険者証交換会」のご案内について

中建国保では、保険証（被保険者証）の更新事務を円滑に行うため、3月を中心に「被保険者証交換会」（以下、交換会）を全国で開催していますが、令和2年度交換会は新型コロナウイルス感染症の影響により交換会開催の状況が例年とは異なる場合があります。交換会の開催については、所属されている支部・出張所から詳細をご案内させていただきますのでご確認ください。

保険証には有効期限があり、期限を過ぎた古い保険証は使用できません。古い保険証と交換で新しい保険証の交付を必ず受けてください。

医療費のお知らせを1月下旬にお届けします！

中建国保では年に1回、「医療費のお知らせ」をお届けしています。今回お知らせするのは、令和元年11月～令和2年10月の間にお医者さんにかかった世帯全員分の医療費についてです。

お医者さんにかかれたときには、費用の一部を窓口でお支払いいただいておりますが、残りは中建国保が負担しています。ご自身の医療費の総額を知ること、健康に対する認識や医療に対する理解

を深め、健康的な生活を送るよう心がけましょう。

健診結果の提供にご協力をお願いします！

中建国保では、労働安全衛生法に定められた職場健診（中建国保に加入している皆さんが就労先で受診した健診など）を受けた、費用負担を伴わない健診結果の提供をお願いしています。

ご提供いただいた健診結果は、中建国保でデータ管理を行い、皆さんの健康の保持増進につながる保

保養施設の追加など

「新しく保養施設となった宿」
・山の神温泉 別墅 清流館
岩手県花巻市下沢字中野53-1
0198-2914126
「補助対象から外れる宿」
・くらしき山陽ハイツ

（岡山県倉敷市）
令和2年12月31日まで

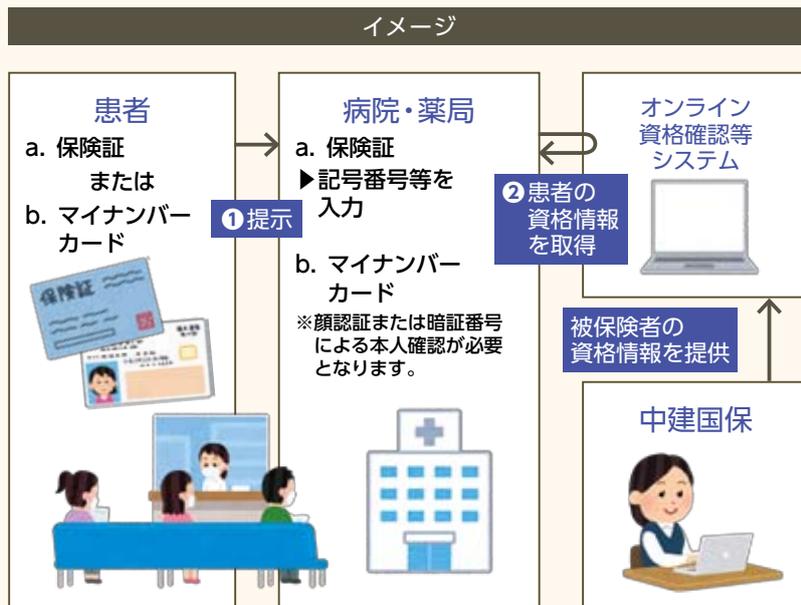
看護師の卵みりの健診講座！



令和3年3月から、保険証の記号番号等による 病院・薬局でのオンライン資格確認がはじまります！

オンライン資格確認とは？

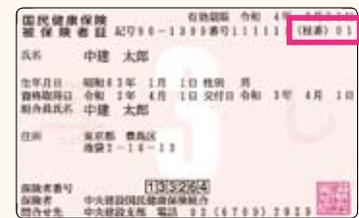
病院などで診察を受ける際に、窓口で中建国保の保険証（またはマイナンバーカード）を提示します。病院・薬局はオンラインで患者の最新の資格情報を取得し、加入している健康保険や窓口での負担割合などが即時に確認できます。これにより、患者や中建国保に正確な請求を行うことが可能となったり、窓口での手続きの一部軽減につながります。



令和3年
4月以降

オンライン 資格確認に伴う 保険証の変更点

これまで使用してきた世帯単位の記号・番号に個人を識別するための2桁の「枝番」が追加されます。「枝番」は一人ずつ別の番号が付番されます。保険証が交付されたら、記載内容のご確認をお願いいたします。



保険証見本

オンライン資格確認については、現状では不透明な点が多いため、今後、国保だよりやホームページ等でご案内していきます。

令和2年7月豪雨により被災された方への 一部負担金等の支払い免除措置を延長します

中建国保では令和2年7月豪雨により被災された方の実情を踏まえ、**一部負担金等の支払い免除措置を令和3年3月末日まで延長**することとしました。
※一部負担金とは、病院等を受診した際に、治療に要した費用のうち、皆さんが窓口で支払う金額のことです。

1. 令和2年12月末日までの取扱い

病院等の窓口で要件を満たしていることを申し出ることで、一部負担金等の支払いが免除となります。
また、免除の対象となる方でありながら、一部負担金等を支払った場合には、申請により還付を受けることができます。

2. 令和3年1月以降の取扱い

一部負担金等の支払い免除を受けるには、**被保険者証および中建国保が交付する一部負担金等の免除証明書を病院等の窓口で提示**する必要があります。
なお、免除証明書の交付を受けるには申請が必要です。

一部負担金等の支払いが免除となる方

左記の2つの要件のいずれにも該当する方が対象です。

(1) 令和2年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ② 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った旨
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- (2) 令和2年7月豪雨による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する中建国保の被保険者であること。

詳しくは所属の支部・出張所にお問い合わせください。

